

## 山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱

制定	平成21年	8月	3日	森整第	860号
一部改正	平成22年	10月	25日	森整第	1213号
一部改正	平成23年	1月	14日	森整第	1505号
一部改正	平成24年	4月	1日	森整第	2213号
一部改正	平成25年	4月	1日	森整第	207号
一部改正	平成26年	4月	1日	森整第	1881号
一部改正	平成27年	3月	20日	森整第	1909号
一部改正	平成28年	3月	24日	森整第	1852号

### (趣旨)

第1条 知事は、県産材の安定供給に向けて、森林・林業の再生に必要な県産材の需要拡大と需要動向に応じた機動的な生産体制の構築により、地域における林業・木材産業の再生を図るとともに、新たな木材需要の創出、県産材の安定的・効率的な供給体制を構築し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、山梨県森林整備加速化・林業再生協議会（以下「協議会」という。）、その構成員及び市町村が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (事業の内容)

第2条 この要綱で対象とする事業は、森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する森林整備加速化・林業再生事業とし、具体的な内容は別表1、別表2、別表3及び別表4に掲げるとおりとする。

ただし、国の平成23年度補正予算（第3号）を活用して実施する復興木材安定供給等の対策に係る事業の内容は、別表1のとおりとし、国の平成24年度補正予算（第1号）に計上された強い林業・木材産業構築緊急対策に係る事業の内容は、別表2のとおりとし、国の平成21年度補正予算（第1号）から平成25年度補正予算（第1号）までに計上された林業成長産業化総合対策に係る事業の内容は、別表3のとおりとする。

また、国の平成26年度補正予算（第1号）で計上された森林整備加速化・林業再生対策に係る事業の内容は、別表4のとおりとする。

### (事業の実施)

第3条 森林整備加速化・林業再生事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ各地域における事業の効率的な実施のため、木材の安定供給体制の確立や林業・木材産業再生に向けた課題解決、間伐材等の供給と需要の調整、事業の円滑な実施のための調整等を目的とした協議会、その構成員として参加する会員及び事業実施についての指導等を行う市町村とする。

2 事業の実施に当たっては、協議会において基本的な事項や全体目標、基金事業総額、基金事業のメニュー毎の事業費、事業実施期間、年度別の事業種目、事業主体、事業内容、基金事業費並びに個別指標を定めた事業計画を作成するものとする。

3 補助対象とする事業は、県が、あらかじめ協議会からの事業計画の提出を受けた上で作成した事業計画に掲載された事業とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）

に必要な書類を添付して、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に定めるとおり提出するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### ( 交付の決定 )

第 5 条 知事は、補助事業者から補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査の上、交付の決定を行い、決定内容を補助事業者ならびに必要なに応じて市町村長に通知するものとする。

#### ( 交付の条件 )

第 6 条 規則第 6 条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 補助事業の内容の変更 ( 別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に定める重要な変更の場合 ) をしようとするときは、変更承認申請書 ( 第 2 号様式 ) を提出し、知事の承認を受けること。
- ( 2 ) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書 ( 第 2 号様式 ) を提出し、知事の承認を受けること。
- ( 3 ) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### ( 実績報告 )

第 7 条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書 ( 第 3 号様式 ) を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### ( 補助金の交付 )

第 8 条 補助金の支払いは、補助事業完了後に交付するものとし、規則第 13 条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には概算払いにより交付することができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書 ( 第 4 号様式 ) を知事に提出しなければならない。

#### ( 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 )

第 9 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### ( 財産の処分の制限 )

第 10 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産 ( 機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものに限る ) につい

ては、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （書類の保管）

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間（ただし、別表4に係るものにあつては、補助事業完了年度の翌年度又は売電開始年度の翌年度から起算して15年間）、整備保管しておかなければならない。

#### （事業の評価）

第12条 補助事業に係る事前評価及び事後評価については、別に定めるところにより実施するものとする。（ただし、別表1の補助対象メニューに掲げる1、4、8及び9、別表2の補助対象メニューに掲げる4、並びに別表3の補助対象メニューに掲げる1、4、7、9の（1）、10に係る事業は除く。）

#### 附則

- 1 この要綱は、平成21年8月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成22年10月25日施行し、平成22年9月24日から適用する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成23年1月14日施行し、平成22年11月26日から適用する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度から平成24年度までの間に造成した基金を財源として行うもので平成24年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成27年3月20日から施行し、平成27年2月3日から適用する。
- 2 平成25年度までに造成した基金を財源として行うもので平成26年度までに着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成28年3月24日から施行する。

第1号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付申請書

平成 年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第4条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
  - (1) 補助の対象の区分
  - (2) 事業内容
  - (3) 経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
  - (1) 収入
  - (2) 支出
- 5 添付書類  
事業メニュー別の添付書類は要領に定めるとおりとする。

第2号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等変更（中止、廃止）  
承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び山梨県森林整備加速化・林業再生整備費補助金については、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止、廃止）し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は[ ]の部分を除くこと。

- 1 補助の対象の区分
- 2 変更（中止、廃止）理由
- 3 変更（中止、廃止）の内容  
以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる  
（変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載する）

第3号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び山梨県森林整備加速化・林業再生整備費補助金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

- (注) 1 記載事項は、第1号様式交付申請書の様式に準じる。  
2 支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号)を記載した書面を添付する。

第4号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び山梨県森林整備加速化・林業再生整備費補助金について、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第8条の規定に基づき、概算払を請求します。

1 概算払請求金額 金 円

2 内 訳

区 分	交付金交付 決定額	既概算 交付額	差引額 - =	今回概算 請求額	備考
森林整備加速化 ・林業再生事業 費補助金	円	円	円	円	
森林整備加速化 ・林業再生整備 費補助金					

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

振替先金融機関名

預金種別 (当座・普通)

預金口座名義人

口座 No.



第5号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び山梨県森林整備加速化・林業再生整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱第10条第2項に基づき、申請します。

- 1 補助の対象の区分
- 2 処分しようとする財産の明細
- 3 処分の内容
- 4 処分しようとする理由
- 5 その他必要な書類

別表1(第2条、第4条、第6条)  
復興木材安定供給等対策

補助の対象			補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更		
区分	メニュー	事業種目							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金	1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	(1) 協議会の設立・運営 (2) 地域の課題解決に向けた事業計画作成その他事業実施のための調査 (3) 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整、事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整 (4) 事業計画の作成、事業のフォローアップ (5) 地域材利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組 (6) その他事業実施に必要な事業	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額 (10/10以内)	協議会、県	1 申請先:県 2 時期:別に定める日	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以上を増減させる場合  2 経費項目の新設又は廃止		
	2 間伐等	(1) 間伐等(不用木の除去(侵入竹を含む)、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備)の実施及び森林作業道の整備 (2) 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等)		定額 ・間伐等(別に定める標準経費の65%の範囲内) ・森林作業道(1メートル当たり2千円以内)				協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	年度事業計画量の30%を超える減
	3 林内路網整備	(1) 林業専用道(規格相当)整備 林業専用道(規格相当)整備 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等) (2) 森林作業道整備 森林作業道整備 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等)		定額					年度事業計画量の20%を超える増減

補助の対象			補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更
区分	メニュー	事業種目					
森林整備加速化・林業再生事業費補助金	4 森林境界の明確化	(1) 境界明確化に向けた事前調査 (2) 境界明確化現地調査 (3) 間伐等の実施に向けた成果の整理	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先: 県 2 時期: 別に定める日	年度事業計画の補助対象経費の30%を超える増減
	5 高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等の導入		定額 (1/2以内)			補助対象経費の20%を超える変更
	6 木材加工流通施設等整備	(1) スtockポイント整備 (2) 間伐材等加工流通施設整備 木材処理加工施設整備 木材集出荷販売施設整備 森林バイオマス等再利用促進施設整備		定額 (1/2以内)			
	7 木質バイオマス利用施設等整備	(1) 木質バイオマス加工流通施設等整備 未利用間伐材等活用機材整備 木質バイオマス供給施設整備 (2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備		定額 (1/2以内)			

補助の対象			補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更
区分	メニュー	事業種目					
森林整備加速化・林業再生事業費補助金	8 流通経費支援	間伐材等運搬	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員で以下のいずれかに該当するもの 被災地域または被災地域に所在する被災工場に原木やチップを供給していた県において、被災工場に出荷していた地域の原木やチップを被災地域の非被災工場に振り替えて輸送する場合の輸送費を負担する原木供給者または受入者 被災地域または被災地域に所在する工場に原木を供給しようとする県において、震災により原木確保が困難になった被災地域の非被災工場が他の地域から原木を輸送する場合の輸送費を負担する原木供給者または受入者  被災地域、被災工場及び震災の定義は、森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要領別表1に準じる。	1 申請先:県 2 時期:別に定める日	補助対象経費の20%を超える変更
	9 市町村指導等事業費		左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	指導等事業費は1/2以内	市町村	1 申請先:県 2 時期:別に定める日	

別表2(第2条、第4条、第6条)  
強い林業・木材産業構築緊急対策

補助の対象			補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更
区分	メニュー	事業種目					
森林整備加速化・ 林業再生整備費 補助金	1 木材加工流通施設等整備	(1) スtockポイント整備 (2) 間伐材等加工流通施設整備	左記事業を実施する のに要する経費 (詳細は別途実施 要領による)	定額 (1/2以 内)	協議会の構成 員のうち県が作 成する事業計 画に掲載されて いる会員	1 申請先: 県 2 時期: 別に定め る日	補助対象経費の20%を超える変更
	2 木造公共施設等整備	木造公共施設等整備		定額 (1/2以 内)			
	3 木質バイオマス利用施設 等整備	(1) 木質バイオマス加工流通施設等整備 (2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備		定額 (1/2以 内)			
	4 市町村指導等事業費			1/2以内	市町村		

別表3(第2条、第4条、第6条)  
林業成長産業化総合対策

補助の対象			補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更
区分	メニュー	事業種目					
森林整備加速化・林業再生事業費補助金	1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	(1) 協議会の設立・運営 (2) 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成 (3) 需要開拓調査 (4) 原木の安定的な需要に必要な調査・分析及びコーディネート (5) 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整 (6) 県産材の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な調査・普及・研修等の取組 (7) その他事業実施に必要な事業	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額 (10/10以内)	協議会、県及び市町村	1 申請先:県 2 時期:別に定める日	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以上を増減させる場合  2 経費項目の新設又は廃止
	2 木造公共施設等整備	木造公共施設等整備		定額 (1/2以内)	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員		補助対象経費の20%を超える変更
	3 木質バイオマス利用施設等整備	(1)木質バイオマス加工流通施設等整備 (2)木質バイオマスエネルギー利用施設整備		(1)定額 (1/2以内)			補助対象経費の20%を超える変更
	4 CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策	(1)CLT等新製品・新技術の実証・展示 (2)中高層建築物の木造化・木質化のために必要な部材の試験等		定額 (1/2以内)		補助対象経費の20%を超える変更	
	5 木材加工流通施設等整備	(1) スtockポイント整備 (2) 間伐材等加工流通施設整備 木材処理加工施設整備 木材集出荷販売施設整備 森林バイオマス等再利用促進施設整備		定額 (1/2以内)		補助対象経費の20%を超える変更	
	6 木材の効率的な供給に向けた路網の整備	(1)林業専用道(規格相当)整備 林業専用道(規格相当)整備 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等) (2)森林作業道整備 森林作業道整備 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等)		定額		年度事業計画量の20%を超える増減	
	7 森林境界の明確化	(1) 境界明確化に向けた事前調査 (2) 境界明確化現地調査 (3) 路網整備に向けた成果の整理		定額		年度事業計画の補助対象経費の30%を超える増減	

補助の対象			補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更
区分	メニュー	事業種目					
	8 高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等の導入		(1)定額 (1/2以内)			補助対象経費の20%を超える変更
	9 原木しいたけ再生回復緊急対策	(1)原木しいたけ振興・新需要創出支援 新商品の開発など販路開拓に向けた活動等に対する支援 需要に応じたしいたけ生産の実証に対する支援 (2)省エネ型施設など生産コストの縮減や生産性・品質向上に向けた施設等の整備		(1)定額  (2)定額 (1/2以内)			補助対象経費の20%を超える変更
	10 市町村指導等事業費		左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	1/2以内	市町村		

別表4(第2条、第4条、第6条)  
 森林整備加速化・林業再生対策

補助の対象			補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更
区分	メニュー	事業種目					
森林整備加速化・林業再生事業費補助金	1 木質バイオマス発電施設整備	施設整備に対する資金融通	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先:県 2 時期:別に定める日	補助対象経費の20%を超える変更
	2 市町村指導等事業費		左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	1/2以内	市町村		